

## 第51回

### 自賠法施行令2条2項の加重と既存障害に係る損害額の控除

広島高判令和6年10月18日 ((令和5年(ネ)第215号) LEX/DB: 25621725)

大阪経済大学准教授  
**三木千穂** Chiho Miki

#### I 事実の概要

歩行者X（84歳・無職）と自動車との衝突事故（令和元年9月20日発生。以下「本件事故」という。）に関し、Xは令和2年10月5日、Y社に対し、本件事故について自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）16条1項に基づく損害賠償額支払請求を行った。Y社は、令和3年1月27日、本件事故による障害（高次脳機能障害7級4号、右感音性難聴9級9号及び右股関節の機能障害12級7号の併合。以下「Xの現存障害」という。）を自賠法施行令（以下「施行令」という。）別表第2併合6級と判断し、他方で、本件事故時既にあった両変形性膝関節症（以下「Xの既存障害」という。）を同別表第2併合14級と判断した上で、Xの現存障害はXの既存障害と「同一部位」（施行令2条2項）の加重障害に該当すると判断して、Xの既存障害に係る損害額を控除した後の946万円をXに対して支払った。Xは同年5月10日、Yに対し、「同一部位」の解釈が誤っていること等を理由に異議申立てを行ったが、Yは同年6月28日付の支払不能の通知をX代理人弁護士に送付した。

Xは、本件事故により後遺障害慰謝料1300万円等を被ったが、現存障害は施行令2条1項3号ニに該当するから、損害賠償額は施行令別表第2第6級で定める1296万円が上限となるとして、Yに対し、自賠法3条及び16条1項に基づき、当該上限額からYによる既払金946万円を控除した350万円と、Xの既存障害の医療調

査をしなければ支払えたはずの令和2年12月15日から支払済に至るまでの遅延損害金の支払いを求めて訴えを提起した。

第一審における争点は、i) Xの現存障害は既存障害と施行令2条2項の「同一部位」にある障害か、ii) YがXの既存障害の医療調査をする期間が、自賠法16条の9第1項の「当該請求に係る自動車の運行による事故及び損害賠償額の確認をするために必要な期間」（以下「必要な期間」という。）に含まれるか、であったが、第一審の第2回弁論準備手続期日において、YはXの変形性膝関節症は既存障害であるが、後遺障害等級に該当するものではないと認めたため、既存障害に係る控除に関する争いはなくなったが、遅延損害金に関する争いが残った。

第一審判決（広島地判令和5年6月29日判時2593号82頁）は、争点i) につき、施行令2条2項の趣旨は、当該交通事故と相当因果関係のない障害に係る損害分を控除することにあると解されるから、「同一部位」の障害といえるか否かは、「現存障害に係る損害から既存障害に係る損害を控除しないと、保険会社が当該交通事故と相当因果関係のない損害について賠償金を支払うことになるか否かで判断すべき」とし、Xの現存障害はXの既存障害と「同一部位」にある障害ということはできないとした。争点ii) については、前記争点i) に関する判断によれば、Xの現存障害に係る損害から既存障害に係る損害額を控除すべきか否かを検討する必要がないことは、既存障害についての医療調査をせずとも明らかであったといえ、また、その